

1 土地改良区管内全域とした広域活動組織の設立

にいっごう

あきはく

ごせんし

たがみまち

新津郷広域協定（新潟県新潟市秋葉区全域、五泉市・田上町の一部 新津郷土地改良区）

- 新津郷は、新潟平野のほぼ中央に位置し、新潟市秋葉区全域及び五泉市・田上町の一部の2市1町に跨る二大河川の堆積土で形成された低平な地域である。
- 平成19年度から農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み非農業者を含む地域ぐるみで活動を実施してきた。
- 平成29年度から新津郷土地改良区管内全域を新津郷広域協定とし、41組織と土地改良区で活動を行っている。
土地改良区が広域協定の一員として運営委員会の事務をおこない、技術的なアドバイスや活動に対する指導、また長寿命化においては測量設計、発注、完了検査をおこなっている。

【地区概要】

- ・認定農用地面積 3,842.9ha
(田 3,663.2ha、畑 179.8ha)
- ・資源量 開水路 970.7km
農道 436.4km
- ・主な構成員 農業者、農事組合法人、自治会、女性会、子供会、PTA他
- ・交付金 約185百万円(H30)
農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

連携前の状況や課題

- 各組織において若手が少ないためパソコンが苦手であったり、煩雑な会計処理・書類作成に頭を悩ませていた。また、資源向上活動(共同)の技術的知識が足りないところに不安を抱いていた。
- これまでは、集落毎にバラバラに活動を行っており、各組織の対応で計画が場当たり的であった。
また、活動組織が抱える問題として、技術的知見を持った者や技術的な指導をできる者が少なく、活動組織(集落)間で施設の整備や管理の水準にばらつきがあった。

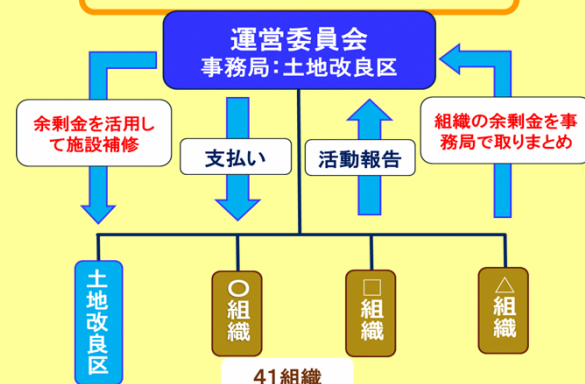


陥没した法面



水路の初期補修

連携内容



運営委員会

- ・申請書・実績報告書等の関係書類作成
- ・交付金は事務局で一括管理
- ・各活動組織には配分額を提示(面積×単価)

土地改良区

事務職4名、技術職3名で対応

- ・活動報告を受けて活動組織へ活動費等を支払う
- ・運営委員会の合意により交付金の余剰金を事務局で取りまとめ、土地改良区で補修等を行う

活動組織

- ・従来通りそれぞれ独自の活動を実施
- ・土地改良区へ作業日報等で報告

連携の効果

安心

事務処理全般について土地改良区が受託することにより、**書類作成等の事務作業の不安が解消**、また活動内容についての助言や指導を受けることができ、**安心して活動を進めることができるようになった。**

効率的な実施

技術的な部分において、**土地改良区から全面的な協力が得られるようになり**、より効率的な事業実施が図られるようになった。

連携の充実

広域で連携することにより、**組織の単位を超えた地域一体での活動が可能になり**、**事業に関する情報交換・情報共有ができるようになった。**

地域の未来へ!みんなでつなぐ!!
→土地改良区全域を広域協定に!!

きっかけ

- 組織の人材不足
- 各組織の事務負担の増大
- 共同活動の技術的知識不足



Step1 (H27.3)

活動組織に説明

- 新潟市より広域化の推進について説明を受ける

Step2 (H27.4~)

広域化について検討

- 土地改良区で検討チームを立ち上げ

検討内容

組織も土地改良区もメリットある方法

- ・近隣土地改良区などの取り組み状況調査
- ・土地改良区としての関わり方
- ・事務の委託をどこまでどのように行うか
- ・事務局の体制の検討

広域協定の活動と土地改良区の関わり方

◆活動組織のメリット

- ①活動組織の事務負担が大幅に軽減される
- ②交付金が支払われるまでの間、土地改良区で立替払いをすることができる
- ③土地改良区に窓口が統一されるため、迅速な情報共有が可能となる
- ④土地改良区が持つ技術を提供し、活動組織をサポートすることができる 等

◆土地改良区のメリット

長寿命化の活動に関する事務を土地改良区で行うため、円滑に工事計画を立てることができる 等

☆長寿命化における土地改良区の役割

- ①各活動組織から出された工事要望を事務局で取りまとめ、長寿命化の計画路線を選定
- ②5年計画を作成し、運営委員会で承認を得る
- ③土地改良区が発注事務（土地改良区工事執行規程による）



技術的支援はサービス!

- ・工事執行に係る一連の事務（入札・契約・施工管理・検査等）が適正化される
- ・効率的な交付金の活用
- ・交付金の集中投入による事業効果早期発現

将来に向けて

- 施設の補修・更新の集中的実施の更なる推進
- 「施設の長寿命化のための活動」の効率的な活用の更なる推進
- 各組織間の交流活動の促進
- サポート体制の充実を図り、更なる事務の軽減

今後の展望

Step5 (H29.4~)

広域協定の設立

- 41組織と土地改良区で新潟県広域協定を設立

Step4 (H29.3)

設立総会

- 活動単価等の統一
- 書類の簡素化・単純化

Step3 (H28.9~)

準備委員会

- 新潟県広域協定準備委員会を3回にわたり開催

2 土地改良区と活動組織が協力体制を構築

ひかわちょう

出雲市斐川町農地・水・環境保全管理協定（島根県出雲市_出雲市斐川土地改良区）

- 本地域は、島根県の東部にある出雲市の東側に位置し、この斐川地域では1枚の水田での水稲・麦・大豆等による2年3作の作付体系を推進しており、水田の耕地利用率は119%。
- 斐川地域では、GPSを活用した自動操舵・直進機能トラクター、ドローンを活用した生育・病害診断及び施肥・薬剤散布など「更なる水田フル活用による耕地利用率125%・後継者への技術継承」に向けたスマート農業の実証に取り組んでいる。
- 土地改良区は管理協定の一員として事務を受託。各団体と連携して活動の円滑な取り組みを先導し、公平な交付金の活用により、地域の活性化に貢献。

【地区概要】

- ・認定農用地面積 2,288.3ha
(田 2,120.4ha、畑 167.9ha)
- ・資源量 開水路 554.8km
農道 472.1km
- ・主な構成員 農業者、営農組合、
土地改良区、JA他
- ・交付金 約124百万円(H30)

農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

連携前の状況や課題

- 老朽化が進む農業用施設への対応に不安。



老朽化したポンプ

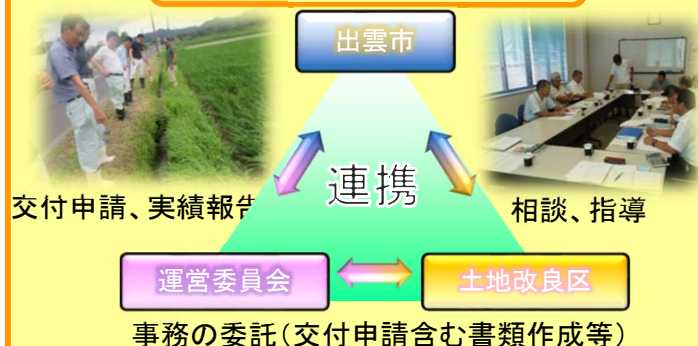


破損した用水路

事業に取り組む前は、行政への要望しがなく、当時の町財政が非常に厳しい状態であったため、必要最小限の補修でしか対応できなかった。

また、農業振興への取り組みは、県、市、JA、土地改良区等、計7組織から構成される農林事務局体制等によりまとまっていたが、施設の老朽化への対策や連携は特に取っておらず、ほ場整備事業も昭和30年代～平成19年まで長期にわたって実施され、地域内で整備水準にばらつきがあった。

連携内容



- 交付金の交付申請業務(申請書、請求書等の作成・提出)
- 総会等資料作成(会長副会長会、運営委員会、保全協議会、監事会)
- 点検、計画、報告のとりまとめ(H30は648件)
- 施設補修の際の技術指導
- 会計処理業務(通帳管理、経費・日当の支払、金銭出納簿の作成)
年2回約4,000人分を現金で支払い
- 地域内農用地の農業振興地域除外等の交付金返還事務に関する事項
- 実績報告に関する事項(成果品の作成・提出、監査)

連携の効果

安心感

職員体制が整った土地改良のため安心して委託ができる

地域の繋がり

共同活動により地域の繋がりが強くなった

公平な交付金活用

全町の状況が把握できるため公平な交付金の活用が可能

情報共有

土地改良区に全て集中するので、他地域の活動も把握できる

団体の連携

土地改良区を中心に各団体が連携し事業の推進が可能

住民への周知

土地改良区が各地で説明会等を行い情報提供が可能

斐川町をひとつの地域として考え、
全町一本で取り組む
→一町一農場をめざす

昭和30年代からほ場整備事業に携
わっている、地域密着型の頼れる組織

きっかけ

- ほ場整備事業完了
- 施設の老朽化
- 町の財政不足



土地改良区職員も参加する植栽活動



女性の活躍により地域を活性化

Step1 (H17~H18)

事業概要の把握

- 水路等の施設補修が実施可能

Step2 (H18~)

取組エリアの決定

- 一体的な取水・排水等により一つの地域として取り組む

Step3 (H18~)

事務局の選任

- 斐川町の農業用施設を熟知している土地改良区

土地改良区が事務作業を行うメリット

◆活動組織のメリット

- ①事務処理の負担がない
- ②行政・JA・土地改良区が連携し円滑な事業の推進が可能
- ③取り扱う施設の事業区分が明確（補助金の二重投資防止）
- ④重点的な施設の補修（地域のとりまとめ）
- ⑤信頼性（ほ場整備率100%である斐川を熟知したプロ集団）
- ⑥地元との繋がりが深いためスムーズな活動が可能
- ⑦地域主体の活動や幅広い活動の展開が可能 e t c .

◆土地改良区のメリット

- ①事務委託費による収入の増加
- ②これからの再基盤整備に向けた地域の把握
- ③地域住民との繋がり
- ④土地改良区の重要性
- ⑤行政への発言力 e t c . . .

施設の老朽化・破損

多面的で補修



相談・協議



迅速な対応が可能！

将来に向けて

- 施設の長寿命化のための活動の幅広い展開
- 農村環境保全活動の全町での取り組み
- 女性の活躍により地域を活性化
- 農作物や農業用施設を脅かす鳥獣等への対策

今後の展望

Step6 (H19)

定款の変更

- 数々の協議や土地改良区の理事会を経て総代会で承認

Step5 (H19)

委託金額の設定

- 土地改良区職員人件費を日報により積み上げて計算

Step4 (H18)

参加団体の決定

- 農業関係団体を中心に組織、各団体へ説明会の開催

活動組織・改良区の双方が納得できる金額の算出根拠が必要であった

3 土地改良区を核とした広域活動組織の設立

しものせきしとよた

とよたちょう

下関市豊田地域広域協定（山口県下関市_下関市豊田町土地改良区）

- 本地域は、山口県の西部にある下関市の北部に位置し、この豊田地域では昭和40年代より基盤整備事業に取り組んでおり、平成30年度末で約1,400haの整備が完了している。広域組織ではこのうち約7割で本制度に取り組んでいる。
- 豊田地域では、広域組織にも参加している7つの農事組合法人を中心に、基盤整備実施済の農地において、水稻、麦や大豆等の栽培を行っている。また、梨の生産も盛んに行われている。
- 土地改良区は広域化以前より旧豊田町の3活動組織と連携を持ちつつ活動を行ってきた。しかし、煩雑な事務処理のため活動継続が困難な集落の存在や、高齢化による共同活動参加者の不足など、様々な問題点があり、それらを解消するため、土地改良区が3活動組織の橋渡し役となり組織の広域化を行うことで安定した保全活動の継続が可能となった。

【地区概要】

- ・認定農用地面積 997.7ha
(田 970.1ha、畑 27.6ha)
 - ・資源量 開水路 230.3km
農道 89.1km
ため池 89箇所
 - ・主な構成員 農業者、農事組合法人、
土地改良区
 - ・交付金 約93百万円(H30)
- 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

連携前の状況や課題

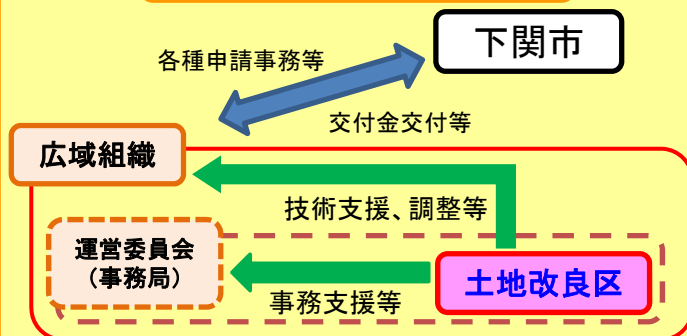
①構成員の高齢化

- 取組が12年目を迎えたが、各組織では構成員の高齢化が進み、「役員交代ができない」「事務処理が複雑になってきている」で活動の継続ができないと声が上がっていた。

②事務担当の変遷

- 平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組んでおり、多面の事務は市の職員が行っていた。
- 平成23年度から長寿命化の取組み開始事務の増加や交付金の返還となる案件が発生、市の提案で土地改良区が事務を行う。
- 平成26年度から長寿命化の担当を1名採用。平成27年度には事務全般の担当を新たに1名採用し、現在2名体制。

連携内容



- 申請(計画・変更・交付金)等書類作成
- 活動記録(日報・参加者名簿)等の整理
- 領収書整理・日当等支払額算定・金銭出納簿の整理
- 交付金管理(会計を一本化)
- 外部委託(資材購入)に係る発注等手続き
- 長寿命化に係る発注・管理・検査
- 支部間、行政との連絡調整
- 運営委員会の本部的役割(活動計画・予算(案)委員会開催)

連携の効果

事務局

- 土地改良区と多面組織は既に連携できていたが、広域化により、さらに連携強化が図られた。
- 広域組織になってからは、地域の中で優先順位をつけて、厚くお金をかけるところ、そうでないところのメリハリをつけて交付金を使うようになった。
- 広域化により、総会の準備等が楽になった。

活動組織

- 土地改良区と接する機会が増えることにより、密に他の集落との連携が図れる。
- 会計等の事務処理の心配がなくなった。
- 事務処理が軽減されることにより、多面活動に専念できる。
- 高齢化等により共同活動が困難となった集落に対して隣接集落が支援を行うことが可能になった。

農地を維持していくには、土地改良区が中心にならなければ!!
→土地改良区全域の広域協定を目指す!

きっかけ

- 構成員の高齢化
→共同活動への不安
- 事務局の負担増
→事務を担う後継者の不足



何度も協議を重ね...

広域化が実現!
(設立総会の様子)



Step1 (H29.11)

保全隊役職者会議

○保全隊の現状と課題を整理

Step2 (H30.1~)

第1~3回 広域検討委員会

○広域組織化のメリットや活動内容、体制を検討

Step3 (H30.4)

第1回 支部代表者会議

○各集落に対し広域組織化のメリットや活動内容、体制を説明

個別集落毎に説明会を開催
(集落代表者が持ち帰り、43集落毎に説明会を延べ43回開催)

土地改良区が事務作業を行うメリット

◆活動組織のメリット

- ①会計管理等を含む事務処理の負担が軽減される。
- ②面積が大きくなる分、交付金が増えて必要に応じて広域協定内で交付金を融通することができる。
- ③各地域間で交付金にあまり差をつけないように配分計画をたて、地域間の調整を行っている。
- ④また、地域の中で優先順位を付けて、交付金を厚く配分するところ、そうでないところのメリハリを付けて使うことも可能となった。
- ⑤単独では共同活動の実施が困難だったが、隣接集落と協力して実施が可能になった。 e t c....

◆土地改良区のメリット

- ①事務委託費による収入の増加。
- ②活動組織の役員と土改区の役員が重複していることから、決め事がスムーズに進み、円滑な事業の推進が可能。
- ③活動組織との接する機会が増え、密な情報の交換・共有が可能となる。
- ④効率的な土地改良施設の管理が可能。
- ⑤市との連絡体制が強化。 e t c....

Step4 (H30.6)

第2回 支部代表者会議

○各集落の最終意思確認を代表者へ依頼

個別集落毎に協議等を実施
(土地改良区・市が関係集落全43の集落代表者と協議、現地確認実施)

次期5年間の取り組みをしないと表明した集落・支部に対して、丁寧に再考の説明(6集落で延べ7回開催)

将来に向けて

- 基盤整備済の農用地を取り込んで広域活動組織の取組面積を拡大。
- 施設管理准組合員制度の導入により、より近い関係をつくり、活動組織と土地改良区が一体となり地域資源を保全。
- 他団体との連携を充実し、集落の活性化を目指す。

今後の展望

Step7 (H31.4)

設立総会

○下関市豊田地域広域協定運営委員会

Step6 (H31.2)

第5回 広域検討委員会

○名称、運営委員会規則(案)、役員を選任(案)を協議

Step5 (H30.11)

第4回 広域検討委員会

○広域協定書・運営委員会規則(案)、事務局への委託料率を説明

広域組織設立まで、みんなが納得いくまで何回も話し合いを行う!!

4 土地改良区と活動組織が連携し広域化を実現

たかのす

北秋田市鷹巣地域保全組織（秋田県北秋田市_北秋田市土地改良区）

- 本地域は、秋田県の北部にある北秋田市の北側に位置し、この地域では基幹作物の水稻を中心に複合作物としては大豆やキュウリのほか、最近では秋田県で推進している枝豆の生産拡大に力を入れている。
- 本保全組織は、北秋田市土地改良区（合併前の旧鷹巣土地改良区）管内にある17活動組織が参加して広域協定を締結。
- 土地改良区は広域協定の一員として事務を受託し、各活動に対する指導・助言を行い事業全体の調整を図っている。

【地区概要】

- ・ 認定農用地面積 1,288.1ha
(田 1,288.1ha)
- ・ 資源量 開水路 281.0km
農道 158.5km
ため池 4箇所
- ・ 主な構成員 農業者, 農事組合法人,
自治会, 女性会, 土地改良区他
- ・ 交付金 約61百万円 (R1)
(農地維持支払
資源向上支払(共同))

連携前の状況や課題

- 事業が始まった平成19年度当時は、会計事務が困難との理由で活動組織を立ち上げない集落（地区）が多かった。
- 土地改良区が事務受託することにより、多くの組織が活動を展開するようになったが、活動計画（施設等の保安全管理手法等）等の書類作成の水準にバラツキがあった。
- 土地改良区においては、各活動組織から事務処理（総会、書類作成等）を受託していたが、組織数が多いため、相当な事務量となっていた。このため、事務の簡素化の観点から早急な広域化が必要であった。

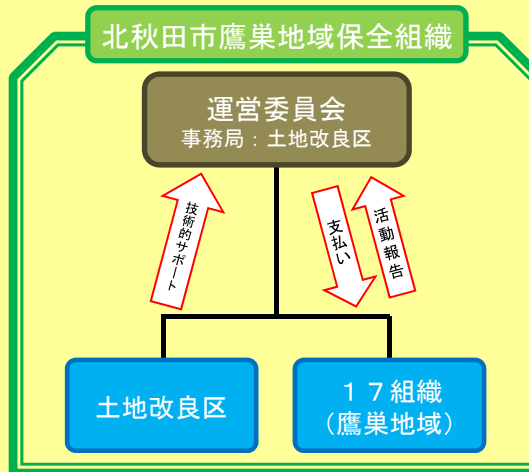


水路の補修作業



総会の開催状況

連携内容



事務委託の作業内容

事務管理

- 年度活動計画の策定（総会資料含む）
- 作業日報の作成及び作業写真の整理
- 実施状況報告書の作成

会計処理

- 証拠書類整理票の作成
- 金銭出納簿の作成
- 日当支払いに伴う封筒詰め
- 備品管理台帳の作成

連携の効果

事務委託による効果

- ・ 活動組織は、土地改良区が事務局となることで、交付金を公平に活用でき、さらに、技術的サポートを受けることができる
- ・ 活動組織は書類作成や会計事務等難儀な事務処理が不要なため、実践活動に専念できる
- ・ 土地改良区は各組織の活動内容から農業用施設の維持管理するための計画を立てやすくなる

情報共有による効果

- ・ 他組織の活動内容を参考にできるため、今まで取組んでいない活動の実施に繋がる
- ・ 土地改良施設の重要性が共通認識できることから施設の整備や管理の水準にバラツキがなくなった

広域化による効果

- ・ 事務内容の集約化が図られ、事務作業量が減少したことにより、各集落へのケアが手厚くできる
- ・ 農家、非農家問わず情報発信が安易となり地域の繋がりが強くなる

組織の広域化でそれぞれの作業内容について簡素化を目指す！

きっかけ

○新たな事業(活動計画書)の認定申請にあたり各組織と土地改良区の思い(活動・事務の簡素化)が合致



女性会が播種したひまわり



学校教育との連携
小学5年生による田植え

Step1 (H19~H23)

農地・水・環境
保全向上対策

○旧鷹巣土地改良区において
5活動組織の事務受託

Step2 (H24~H26)

農地・水保全
管理支払交付金

○旧鷹巣土地改良区内において
15活動組織の事務受託

第2期対策の際には旧鷹巣土地改良区内の集落全てで活動組織が立ち上がる。
その理由は！
○事業内容が浸透
○事務処理は全て土地改良区が受けると提言

広域化と土地改良区へ事務委託するメリット

◆活動組織のメリット

- ①書類作成の手間が省けるなど、事務処理の負担が軽減
- ②広域組織内で事業に関する情報交換・情報共有ができる
- ③活動に対し、土地改良区から技術指導を受けられ、スムーズな活動が可能

◆土地改良区のメリット

- ①事務内容が集約化されるため、事務量が大幅に軽減
- ②統一した事務的・技術的指導が可能
- ③活動組織の取り組みを事務局からPRするとともに土地改良区の役割や重要性を地域住民へ発信

◆市町村のメリット

- ①対象組織数が減るため、各種調査やアンケート等の文書発出労力が軽減
- ②土地改良区からは精度の高い書類が提出されるため、事務指導の労力が大幅に軽減され、活動組織への指導が充実

点検・機能診断



補修協議



土地改良区
の助言

最適な補修作業



事務処理等の簡素化を模索
活動組織の広域化が徐々に話題！

将来に向けて

土地改良区管内の綴子地域(H24広域済)と鷹巣地域が広域組織となり、地区内農地の51%を占める。

今後は合川地域や森吉地域も広域化を推進し、土地改良区の地



総延長3.3kmの稲穂ロードへ植栽
～綴子地区農地・水・環境保全組織～

区内全ての地域において土地改良区と連携した活動を目指す。

今後の展望

Step4 (R1)

広域組織の設立

○北秋田市土地改良区の鷹巣地域に既存する17活動組織が参加して
広域化

- H30.4 15活動組織の総会で広域化の推進内容を土地改良区から説明
- H30.6 17活動組織の代表者会を開催し、広域化について検討
- H31.3 17活動組織の代表者会で広域組織の設立及び参加を決定
- H31.4 17活動組織の総会で広域組織への参加を議決
- R 1.5 運営(設立)委員会開催…広域組織の設立
- R 1.6 広域協定書の認定

Step3 (H26~H30)

多面的機能
支払交付金

○旧鷹巣土地改良区内において15活動組織の事務受託

H28.1.20 北秋田市土地改良区が設立